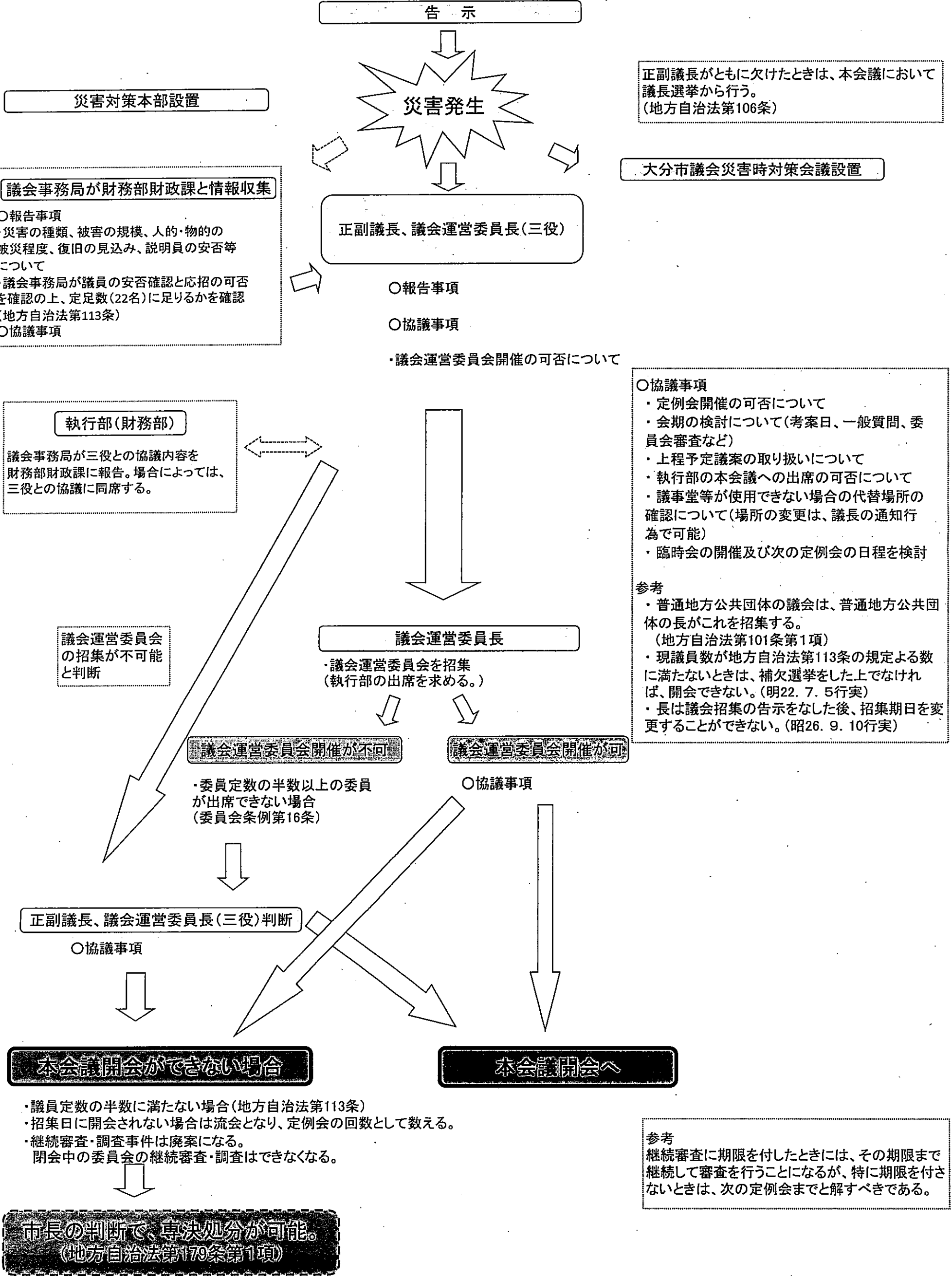


**ケース2
告示後(議運開催後～本会議開会前)**

前提

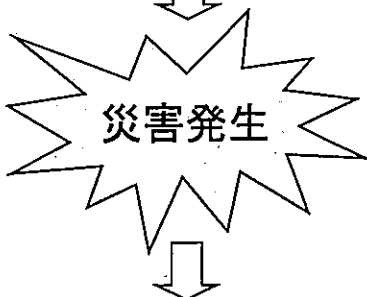
- ・招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)
- ・定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。(地方自治法第102条第2項)
- ・大分市議会の定例会の回数は、年4回とする。(大分市議会定例会の回数を定める条例)



ケース3
本会議開会～一般質問前日

前提
・招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)
・定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。(地方自治法第102条第2項)
・大分市議会の定例会の回数は、年4回とする。(大分市議会定例会の回数を定める条例)

本会議開会(考案日中)



※本会議開会中の場合、議長が休憩を宣告。(会議規則第11条)

災害対策本部設置

大分市議会災害時対策会議設置

議会事務局が財務部財政課と情報収集

正副議長、議会運営委員長(三役)

- 報告事項
 - ・災害の種類、被害の規模、人的・物的被災程度、復旧の見込み、説明員の安否等について
 - ・議会事務局が議員の安否確認と応招の可否を確認の上、定足数(22名)に足りるかを確保(地方自治法第113条)
- 協議事項

- 報告事項
- 協議事項
- ・議会運営委員会開催の可否について

執行部(財務部)
議会事務局が三役との協議内容を財務部財政課に報告。場合によっては、三役との協議に同席する。

議会運営委員会の招集が不可能と判断。

議会運営委員長

- 協議事項
 - ・定例会継続の可否について
 - ・会期日程・議事日程の変更について
 - ・一般質問通告の締め切りの確認及び一般質問の実施について
 - ・執行部の本会議への出席の可否について
 - ・意見書、請願・陳情の締め切り等について
 - ・委員会審査(委員会付託について)
 - ・議事堂等が使用できない場合の代替場所の確認について(場所の変更は、議長の通知行為で可能)
 - ・臨時会の開催及び次の定例会の日程を検討

- ・議会運営委員会を招集(執行部の出席を求める)

議会運営委員会開催が不可

議会運営委員会開催が可

- ・委員定数の半数以上の委員が出席できない場合(委員会条例第16条)

正副議長、議会運営委員長(三役)判断

- 協議事項

本会議継続ができない場合

本会議継続

・開会日に行った会期の決定の議決により、閉会予定日の17時を迎えた時点で、自然閉会となり、上程議案及び継続審査・調査事件は廃案となる。閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。

- ①通常どおり継続する。
※返り初日に開会できない場合は、議長は改めて会議時間を通知する。(会議規則第22条)
- ②議事日程を見直し、一般質問を行わず、議案質疑後に委員会付託を行い、委員会審査後、本会議で採決し、議了する。議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。(会議規則第7条)
- ③一般質問、委員会付託を省略し、本会議で質疑、討論、採決を行い、議決し、議了する。(会議規則第40条)
- ④会期日程の変更(延長)を行い、上記①、②、③に準じて継続する。

自然閉会を迎えたのち、市長の判断で、専決処分が可能。ただし、現議員数が定足数(22名)に満たないと判断した場合は、この日から専決処分が可能。

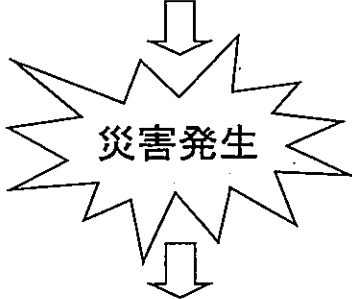
本会議閉会

参考
継続審査に期限を付したときには、その期限まで継続して審査を行うことになるが、特に期限を付さないときは、次の定例会までと解すべきである。(昭25. 5. 3行実)

ケース4
一般質問中～委員会審査前日

前提
・招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)
・定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。(地方自治法第102条第2項)
・大分市議会の定例会の回数は、年4回とする。(大分市議会定例会の回数を定める条例)

一般質問中



※本会議開会中の場合、議長が休憩を宣告(会議規則第11条)

災害対策本部設置

大分市議会災害時対策会議設置

正副議長、議会運営委員長(三役)

議会事務局が財務部財政課と情報収集
○報告事項
・災害の種類、被害の規模、人的・物的の被災程度、復旧の見込み、説明員の安否等について
・議会事務局が議員の安否確認と応招の可否を確認の上、定足数(22名)に足りるかを確保(地方自治法第113条)
○協議事項

- 報告事項
- 協議事項
- ・議会運営委員会開催の可否について

○協議事項
・定例会継続の可否について
・会期日程・議事日程の変更について
・一般質問の継続について
・執行部の本会議への出席の可否について
・請願・陳情の締め切り等について
・委員会審査(委員会付託について)
・議事堂等が使用できない場合の代替場所の確認について(場所の変更は、議長の通知行為で可能)
・臨時会の開催及び次の定例会の日程を検討

執行部(財務部)
議会事務局が三役との協議内容を財務部財政課に報告。場合によっては、三役との協議に同席する。

議会運営委員長

議会運営委員会の招集が不可能と判断。

・議会運営委員会を招集(執行部の出席を求める)

議会運営委員会開催が不可

議会運営委員会開催が可

・委員定数の半数以上の委員が出席できない場合(委員会条例第16条)

○協議事項

正副議長、議会運営委員長(三役)判断

○協議事項

本会議継続ができない場合

本会議継続

開会日に行った会期の決定の議決により、閉会予定日の17時を迎えた時点で、自然閉会となり、上程議案及び継続審査・調査事件は廃案となる。閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。

- ①通常どおり継続する。
※次の本会議が開議できない場合は、議長は改めて会議時間を通知する。(会議規則第22条)
- ②一般質問を打ち切り、委員会付託を行い、委員会審査後、本会議で採決を行い議了する。議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。(会議規則第7条)
- ③一般質問、委員会付託を省略し、本会議で質疑、討論、採決を行い、議決し、議了する。(会議規則第40条)
- ④会期日程の変更(延長)を行い、上記①、②、③に準じて継続する。

自然閉会を迎えたのち、市長の判断で、専決処分が可能。ただし、現議員数が定足数(22名)に満たないと判断した場合は、この日から専決処分が可能。

本会議閉会

参考
継続審査に期限を付したときには、その期限まで継続して審査を行うことになるが、特に期限を付さないときは、次の定例会までと解すべきである。(昭25. 5. 3行実)

**ケース5
委員会審査～閉会日開議前**

前提

- ・招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)
- ・定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。(地方自治法第102条第2項)
- ・大分市議会の定例会の回数は、年4回とする。(大分市議会定例会の回数を定める条例)

委員会審査中

災害発生

災害対策本部設置

大分市議会災害時対策会議設置

議会事務局が財務部財政課と情報収集

- 報告事項
 - ・災害の種類、被害の規模、人的・物的の被災程度、復旧の見込み、説明員の安否等について
 - ・議会事務局が議員の安否確認と応招の可否を確認の上、定足数(22名)に足りるかを確認。(地方自治法第113条)
- 協議事項

正副議長、議会運営委員長(三役)

- 報告事項
- 協議事項
 - ・議会運営委員会開催の可否について

執行部(財務部)

議会事務局が三役との協議内容を財務部財政課に報告。場合によっては、三役との協議に同席する。

○協議事項

- ・定例会継続の可否について
- ・会期日程・議事日程の変更について
- ・執行部の本会議及び委員会への出席の可否について
- ・委員会審査の進捗状況について
- ・議事堂等が使用できない場合の代替場所の確認について(場所の変更は、議長の通知行為で可能)
- ・臨時会の開催及び次の定例会の日程を検討

議会運営委員長

- ・議会運営委員会を招集(執行部の出席を求める)

議会運営委員会の招集が不可能と判断。

議会運営委員会開催が不可

- ・委員定数の半数以上の委員が出席できない場合(委員会条例第16条)

議会運営委員会開催が可

○協議事項

正副議長、議会運営委員長(三役)判断

○協議事項

本会議継続ができない場合

開会日に行った会期の決定の議決により、閉会予定日の17時を迎えた時点で、自然閉会となり、上程議案及び継続審査・調査事件は廃案となる。閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。

自然閉会を迎えたのち、市長の判断で、専決処分が可能。ただし、現議員数が定足数(22名)に満たないと判断した場合は、この日から専決処分が可能。

本会議継続

- ①通常どおり継続する。
- ②委員会審査の終了を待たず、本会議を再開しようとする場合、まず、委員会に未審査又は審査途中である旨の中間報告を求め、審査期限を付し、審査期限経過後、本会議において直接審議する。その後、質疑、討論、採決を行い、議了する。議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。(会議規則第7・45条)
- ③委員会審査が不可能である場合は、本会議で審査期限を付し、審査期限経過後、本会議で直接審議することができる。(会議規則第44条)
- ④会期日程の変更(延長)を行い、上記①、②、③に準じて継続する。

本会議閉会

参考
継続審査に期限を付したときには、その期限まで継続して審査を行うことになるが、特に期限を付さないときは、次の定例会までと解すべきである。(昭25. 5. 3行実)

ケース6
閉会日開議～議決まで

前提

- ・招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)
- ・定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。(地方自治法第102条第2項)
- ・大分市議会の定例会の回数は、年4回とする。(大分市議会定例会の回数を定める条例)

本会議(閉会日)

災害対策本部設置

災害発生

※本会議開会中の場合、議長が休憩を宣告(会議規則第11条)

議会事務局が財務部財政課と情報収集

大分市議会災害時対策会議設置

- 報告事項
- ・災害の種類、被害の規模、人的・物的の被災程度、復旧の見込み、説明員の安否等について
 - ・議会事務局が議員の安否確認と応招の可否を確認の上、定足数(22名)に足りるかを確認(地方自治法第113条)
- 協議事項

正副議長、議会運営委員長(三役)

- 報告事項
- 協議事項
- ・議会運営委員会開催の可否について

執行部(財務部)

議会事務局が三役との協議内容を財務部財政課に報告。場合によっては、三役との協議に同席する。

○協議事項

- ・定例会継続の可否について
- ・会期日程・議事日程の変更について
- ・執行部の本会議への出席の可否について
- ・議事堂が使用できない場合の代替場所の確認について
- ・臨時会の開催及び次の定例会の日程を検討

議会運営委員会の招集が不可能と判断

議会運営委員長

- ・議会運営委員会を招集(執行部の出席を求める)

議会運営委員会開催が不可

議会運営委員会開催が可

- ・委員定数の半数以上の委員が出席できない場合(委員会条例第16条)

○協議事項

正副議長、議会運営委員長(三役)判断

○協議事項

本会議継続ができない場合

開会日に行った会期の決定の議決により、閉会予定日の17時を迎えた時点で、自然閉会となり、上程議案及び継続審査・調査事件は廃案となる。閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。

本会議継続

- ①本会議を再開し、委員長報告を行い、質疑、討論、採決を行い、議了し、閉会となる。
- ②会期日程の変更(延長)を行い、継続する。

自然閉会を迎えたのち、市長の判断で、専決処分が可能。ただし、現議員数が定足数(22名)に満たないと判断した場合は、この日から専決処分が可能。

本会議閉会

参考
継続審査に期限を付したときには、その期限まで継続して審査を行うことになるが、特に期限を付さないときは、次の定例会までと解すべきである。